

平成23年1月20日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 宍道直子
平成22年(ワ)第6254号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成22
年(ワ)第3846号)

(口頭弁論終結日 平成22年11月18日)

判 決

東京都千代田区神田神保町2丁目2番地33

控 訴 人 株 式 会 社 オ ル ネ フ

同 代 表 者 代 表 取 締 役 三 浦 [REDACTED]

[REDACTED]

控 訴 人 三 浦 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 溝 田 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 兼 利 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 堀 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 吉 田 [REDACTED]

上記6名訴訟代理人弁護士 寺 尾 幸 治

東京都 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

上記2名訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

同
同

佐藤 顕子
五反 章裕

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人株式会社オルネフ（以下「控訴会社」という。）の従業員である控訴人兼利及び同溝田が被控訴人らの亡母である[REDACTED]
[REDACTED]を勧誘して商品CFD取引をさせたことが賭博等の不法行為に当たるとして、控訴人らに対し共同不法行為に基づく損害賠償を求め、選択的に、控訴会社の取締役である控訴人三浦、同堀及び同吉田に対し会社法429条に基づく損害賠償を求めた事案である。

原判決は上記の商品CFD取引が賭博に当たるとして被控訴人らの控訴人らに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求を認容したので、控訴人らがこれを不服として控訴した。

- 2 争いのない事実等、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1, 2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁21行目の「「銀行の定期預金に預けておくより得である。」などと言われて、」を削る。
- (2) 原判決7頁6行目末尾の次に「本件取引が同法の規制対象であることは、

本件取引が違法行為ではないこと、あるいは外形的に違法行為であっても、同法の規制を遵守することによって違法性が阻却されることを示すというべきである。」と加え、17行目末尾の次に「CFD取引業者に対し規模や預託金管理方法についていかなる規制を課すかは立法政策の問題であり、現在課されていない以上、規模や管理方法を理由に取引の違法性が判断されるべきではない。」と加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記争いのない事実等、証拠（甲4、14ないし18、乙14ないし18、乙19の1ないし6、乙20ないし23、26）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
 - (1) 本件取引は、金等を取扱商品とし、顧客が、控訴会社にあらかじめ60万円ないし80万円の取引証拠金を預託して、売り又は買いの注文をすることによって、金等を売買したのと同様の地位を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引（差金決済取引）をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行うものであり、顧客と控訴会社との相対取引である。取引手数料は1取引当たり4万2000円である。
 - (2) 本件取引では、海外市場における金等の相場の価格が差金決済指標とされるが、金等の現物を買主である顧客に交付することは当初から予定されていない。本件取引に係る金等の価格は、控訴会社のカバー取引先が提示したレート（実勢市場レート）を基準として控訴会社が決定する。また、本件取引は、すべて米国ドル建てで行われ、差金決済においては米国ドルが円換算され、ドル円為替レートも、上記カバー取引先がインターブローカー市場実勢取引相場を元に提示したレートを基準として控訴会社が決定する。
 - (3) 本件取引の手仕舞い時における差損益は、1取引単位の売値から買値を控除して得た損益額に対し、取引倍率、決算時の為替レート及び口数を乗じた上、2取引分の手数料を控除し、スワップポイントを清算して計算される。

取引倍率は、100倍（金）、1000倍（原油）、5000倍（銀、大豆、小麦）又は2万5000倍（銅）である。

スワップポイントとは、本件取引において取引の決済日までに反対売買による差金決済を先延ばしした場合、差金決済されるまで順次決済日が自動的に1営業日延長されることにより、金等の貸借に生ずる金利の受け払い及び米国ドルの売買に生ずる金利の受け払いとの二者間の金利差によって生ずる受け払いのことをいい、上記カバー取引先が提示したレートを基準として控訴会社が決定する。

- (4) 本件取引において、未決済の買い又は売りの口数（未決済建玉）の時価評価損額が取引証拠金の40%相当額を超えた場合、本証拠金の40%相当額を翌営業日午後3時までに追加で差し入れなければならず、入金がない場合には、控訴会社の裁量により、一部又は全部が決済され、その結果、損失が発生した場合は顧客の負担となる。

また、上記評価損額が取引証拠金の70%相当額を超えた場合、顧客は、建玉のすべてを反対売買によって決済する注文（ロスカット・オーダー）を出すことを事前に承諾することとされている（ロスカット制度）。

- (5) 本件取引においては、売買総代金に比較して少額の証拠金をもって取引を行うため、多額の利益をもたらすこともあるが、逆に多額の損失を被ることもある。また、本件取引には、値幅制限がないことから、価格の急激な変動によっては当初指示した価格から大きく乖離して成立する場合がある。

- (6) 控訴会社は顧客と本件取引に入る時点で、上記のとおりの本件取引の内容について説明する「取引ガイド」、契約手続について説明する「契約案内」、「商品CFD取引約款」及び「会社概要」を交付し、顧客からは「特定商取引に関する法律に基づく契約書面」、「重要事項確認書」、「お取引内容確認書」、「口座開設申込書」、「約諾書」及び「本人確認書」を受領している。控訴会社は、契約案内において、控訴会社は顧客に対し適格性の審査を

すること、「一定の所得（年間500万円以上）を有しない方」及び「一定の高齢者（75歳以上）の方」は不適格者に該当する旨を記載している。

(7) ■■■は、控訴人兼利及び同溝田から勧誘を受け、平成21年6月11日、控訴会社と本件取引を行うこととした。■■■は取引開始当時満75歳であり、控訴会社に本人確認書面である後期高齢者医療被保険者証写しを提出した。

■■■は、同日、取引開始時に徴求される前記(6)掲記の各書面に必要事項を記載して提出した。そのうちの口座開設申込書には年収及び金融資産とも最低の区分である「300万円未満」にチェックがされており、投資経験欄には株式及び投資信託は10年位、商品先物は1年位と記入されている。ただし、■■■が商品先物につきどのような内容の取引を行っていたかは証拠上不明である。

■■■は、翌6月12日、「申出書」と題する書面を提出し、80万円の証拠金を預託して金の取引を始めた。申出書には全文■■■の手書きで、「この度、貴社での業務管理規則に適合しない事を確認しましたが、担当者に説明を受け是非取引を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。」との文言が記載されている。控訴会社は、■■■の「お客様カード」中に、「年齢、年収面共に不適格であるが、事前に当社管理規則を確認・理解のうえ、本人自署による申出書の差し入れがあるので許可する。」と記載している。

■■■は、平成21年6月15日に80万円を預託して金、同月24日に120万円の証拠金を預託して原油の取引を行い、証拠金の合計額は280万円となった。同日、■■■は、控訴会社に提出したお客様ご来店カードに、投資の目的は利益追求、利益の目標額は300万円、リスク許容額は280万円、追加投資可能額はないと記載している。

■■■は、その後平成21年7月8日に金と原油と大豆、同月16日に原油と大豆、同月23日に大豆と銀、8月6日に銀と原油、同月10日に原油と金、同月27日に金と原油、9月7日に金と原油と小麦の取引を行った。

このように、平成21年6月12日から9月7日までは数日から10数日毎に、金、原油、大豆、銀及び小麦の取引が行われたが、その後は同年11月4日及び11日の仕切まで取引がなかった。控訴会社は■■■■に、平成21年11月11日、証拠金が不足している旨の、同月16日、強制ロスカット処理を行う旨の連絡書面を送付したが、いずれにも回答はなかった。

(8) ■■■■は、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■傷病名で、■■■■病院に平成21年■■■■から死亡する同年■■■■まで入院し、入院期間中のほとんどの期間、意識混濁・昏睡状態であった。

2 上記の認定事実に基づいて、控訴人らの損害賠償責任の有無について検討する。

(1) 控訴会社、控訴人兼利及び同溝田の損害賠償責任の有無について

前記1(1)ないし(5)認定の事実によれば、本件取引の内容は次のとおりである。すなわち、本件取引は、顧客が用意できる資金よりも多額の取引を行うことが可能で、相場の変動の結果、利益も損失も多額になる可能性がある。また、取引内容は高度で専門的であるが、相対取引であって顧客と控訴会社とは利益が相反するため、顧客が専門家である担当者から適切な説明や助言を得られない危険性もある。

次に、前記1(6)ないし(8)認定の事実によれば、次のとおり認められる。すなわち、控訴会社内部では、取引不適格者を典型的に定めていて、■■■■は年齢及び資金面の双方において不適格者に該当した。控訴会社は■■■■から自筆の申出書を徴求して取引を開始したが、申出書の記載内容は定型的形式的なものであり、■■■■の適格性を裏付けるものとはいえない。

これらの本件取引の商品特性並びに■■■■の投資経験、知識、投資意向及び財産状態等の諸要素を総合考慮すると、控訴会社が■■■■を勧誘して本件取引を実施させたことは、適合性原則に違反する行為であり、担当者である控訴

人兼利及び同溝田は上記適合性違反について知悉していたものと認めることができる。

したがって、控訴会社が■■■■を勧誘し実施させた本件取引は、明白な適合性原則違反の不法行為であり、控訴会社、控訴人兼利及び同溝田は、民法709条に基づき損害賠償責任を負う。

(2) 控訴人三浦、同堀及び同吉田の損害賠償責任の有無について

前記1(7)認定の事実によれば、■■■■が控訴会社の口座開設申込書に記入した年齢は75歳であり、年収は最低区分である300万円未満とされている。また、投資経験は、現物株式が10年くらい、投資信託が10年くらいで、商品先物が1年くらいとされており、これらのうちの現物株式や投資信託は、商品CFD取引と比べて格段にリスク幅の小さいものであり、また、商品先物取引については、他の2取引とは異なり、経験が1年とされているにもかかわらず、控訴会社の担当者において具体的にその内容を把握していたことを証する証拠が提出されていない。これらの事実を合わせ考えると、控訴会社の担当者は、■■■■にリスクの高い取引経験がどの程度あるかについて関心を払っていなかったものというべきである。

そうすると、控訴会社は■■■■の本件取引の適合性について検討することがないまま■■■■に対して本件取引を勧誘したものであり、控訴会社においては、本件取引が極めて高いリスクのあるものであるにもかかわらず、当該取引について顧客の適合性を検討する態勢を有しないに等しいものであったと認めざるを得ない。そうである以上、そのような営業上の態勢を是正することなく放置して、控訴会社の担当者が■■■■に本件取引を勧誘し、実施させたことについて、控訴会社の代表取締役である控訴人三浦及び本件取引当時の控訴会社の取締役である控訴人堀及び同吉田には、取締役としての職務を行うについて故意又は重大な過失があったものと認めるのが相当であり、上記3名の取締役は、いずれも会社法429条に基づき損害賠償責任を負うものとい

うべきである。

(3) 損害について

前記第2の1(2)のとおり、■■■■が控訴会社に合計280万円を支払い、控訴会社から合計2万5602円（平成21年7月7日7227円、同年8月7日1万2898円、同年9月7日5477円）の支払を受けたことが認められるのであるから、■■■■は、本件取引により277万4398円の損害を被ったものと認められる。控訴人らは上記責任原因に基づきそれぞれこの損害を賠償すべき責任がある。

そして、前記第2の1(2)のとおり、被控訴人らは、平成21年12月18日、相続により■■■■の損害賠償請求権を各2分の1の割合により承継取得し、平成22年6月8日、控訴会社から24万9699円の支払を受けた。この支払を上記損害及び平成21年9月8日から平成22年6月8日までの遅延損害金に充当した結果は原判決別紙3のとおり262万8833円となり、相当と認める弁護士費用26万円を損害として加算した損害額総額は288万8833円となるので、被控訴人ら請求の283万3332円の2分の1である各141万6666円の限度で理由がある。

3 よって、本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園 尾 隆 司

裁判官 藤 下 健

裁判官 櫻 井 佐 英

これは正本である。

平成23年1月20日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 宍道直